

## 大統領選挙に向け、通商分野でアピールする米政権

### ◆トランプ大統領、マスクなどの輸出制限を指示する「覚書」を发出

2020年4月3日、トランプ大統領は、国内でのCOVID-19感染者が拡大するなか、マスクなどの個人用防護具の輸出制限を実施する旨のPresidential Memoranda（「覚書」）を发出した。これを受けて連邦緊急事態管理庁（FEMA）は4月10日に暫定規則を発表し、その効力を4月7日から8月10日までとした。国際約束であるGATT第11条1項では、「数量制限の一般的廃止」を規定している。輸出国にとって不可欠な産品や、生命や健康保護のために必要な措置は例外とする条項があるものの、「個人用防護具の輸出規制が例外対象になるか」については、まだ解釈が分かれている。そのような状況のなかで、トランプ大統領の覚書は发出され、暫定規則は発効した。

### ◆大統領の強力な武器となる「大統領令」とは

今回发出された「覚書」とは、大統領が業務執行指示の際に发出する「大統領令」の1つで、ほかに「命令」や「布告」がある。大統領にとって、大統領令は強力な政策実行ツールである。議会の承認を得ることもなく、たとえ国際約束との整合性が取れていなかったとしても、今回の輸出制限や中国への制裁といった重要施策を、必要なタイミングで迅速に実行できる。

#### ◇「大統領令」の分類

	发出先	根拠法令	拘束力	官報掲載	主な事例（トランプ大統領）
命令 executive order	連邦政府機関、軍等	必要	あり	必要	17/09/13:「Order Regarding the Proposed Acquisition of Lattice Semiconductor Corporation by China Venture Capital Fund Corporation Limited」 →外国投資ファンドによる米国半導体企業の買収差し止め 19/10/14:「Executive Order on Blocking Property and Suspending Entry of Certain Persons Contributing to the Situation in Syria」 →トルコに対する経済制裁
覚書 presidential memoranda	連邦政府機関、軍等	不要	なし	不要	17/01/23:「Presidential Memorandum Regarding Withdrawal of the United States from the Trans-Pacific Partnership Negotiations and Agreement」 →環太平洋パートナーシップ（TPP）からの永久離脱 18/03/22:「Presidential Memorandum on the Actions by the United States Related to the Section 301 Investigation」 →74年通商法301条に基づく中国への制裁措置の発動
布告 Proclamations	米国市民	不要	なし	不要	20/03/13:「Proclamation on Declaring a National Emergency Concerning the Novel Coronavirus Disease (COVID-19) Outbreak」 →新型コロナウイルスの感染拡大を受けて国会非常事態宣言 20/04/22:「Proclamation Suspending Entry of Immigrants Who Present Risk to the U.S. Labor Market During the Economic Recovery Following the COVID-19 Outbreak」 →新型コロナウイルスの感染拡大を受けて移民の入国を一時停止

出典： the Library of Congress, the White House等のwebからARC作成

◆通商に関する大統領の権限は大きいため、政策作りに奔走する

合衆国憲法は、第1条第1節で「全ての立法権は連邦議会に属する」とし、第8節第3項で「議会は関税賦課や通商を規制する権限を持つ」としている。そして第2条第1節第1項で「執行権は大統領に属する」とし、第2節第2項で「大統領は上院の助言と承認を得て条約を締結する権限を有する」としている。ここから分かることは、連邦政府の運営に当たっては、「常に大統領と議会の協調が求められる」という原則である。大統領は法執行の責任者だが、執行すべき法の内容は議会が決める。議会の協力を得れば条約の締結はできるが、法案審議はその後の議会次第となる。

ところが、通商政策に関しては、米国大統領の権限は大きい。例えば、TPPからの永久離脱のような通商協定の破棄や、中国に対して通商法301条措置を実行し貿易協定を締結するといった通商協定の執行強化は、大統領権限で実施できる。これを執行する際に、大統領令を発出する。

また、WTOのラウンド交渉や自由貿易協定のような通商協定の締結については、「2015年TPA法」(21年6月まで有効)により、議会から「関税と非関税協定の交渉権限」と「プロセスを迅速化するための権限」を得ているため、本来、議会が所管する通商交渉を大統領が行ない、合意した内容について議会の修正を受けず、賛否のみの採決に付すことができる。つまり、大統領が締結した通商協定を法案審議の段階で議会が否決し、通商交渉が振り出しに戻るリスクはない。さらに、TPA法の要件を満たす品目の関税削減は、議会審議を経ることなく署名し、公布させることも可能である。日米貿易協定第一弾は、その一例である。

関税削減に関する大統領への交渉権限委譲は、「1934年互惠通商協定法」で確立されており、「1890年関税法」にその起源を求める研究もある。大統領令は、初代大統領のジョージ・ワシントンの時代から発出されている。このように、米国大統領は、通商領域において伝統的に大きな権限を付与されているため、通商協定の締結による貿易創出効果や、外国政府による不公正貿易への厳しい対応などの成果を、有権者へアピールしやすい。その旨の指示を大統領令で発出するだけでも効果がある。

11月の米国大統領選挙まであと半年となった。トランプ大統領による通商面でのアピールや実績作りは、今後ますます加速化するだろう。 【田中雄作】